

第6回財政健全経営計画検討会議経過要録

室長	課長	主査	担当	担当			日時	令和3年1月28日(木) 午前9時30分～午前11時45分
/	/	/	/	/	/	/		
							場所	本庁舎 4階 庁議室 (オンライン形式と集合形式の併用)
/	/	/	/	/	/	/		

議題	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の項目の検討について その他 次回の会議日程について
----	---

出席者	委員
	1 平井 文三 (委員長) 2 朝日 ちさと (副委員長) 3 大野 貴志夫
	4 木村 温真 5 篠宮 松美 6 齋藤 正人
	7 中島 哲 8 加賀田 淳子 9 野崎 林太郎
	10 富永 弥生
事務局	
	1 企画経営室長 (土屋) 2 行政管理課長 (傳)

1 開会

【委員長】ただ今より第6回財政健全経営計画検討会議を開催する。本日は、スケジュールに沿って、基本方針の項目のうち、「3 市政運営の方向性」の「(5) 公有財産の適正な管理と有効活用」「(6) 公民連携の推進」、「4 地域活力の向上」について検討を行っていく。検討に入る前に、事務局から委員の出欠席について報告をお願いします。

【行政管理課主査】本日は全員ご出席いただいている。定足数に達しているため会議は成立する。

【委員長】次に傍聴人の有無について事務局から報告をお願いします。

【行政管理課主査】傍聴人が見えていないので会議をこのまま進めていただき、傍聴人が見え次第、随時入室していただくこととする。

【委員長】本日の議題について検討に入るが、その前にまず本日の配布資料について事務局から確認と説明をお願いします。

【行政管理課主査】

—資料1～6について説明—

第5回会議において、採用に関する内定辞退者が多いという報告をさせていただいたが、具体的な内定辞退者数と、あわせて、入庁後数年での退職者数を把握したためご報告申し上げます。平成29年度から令和2年度にかけての合格者数は107名、内定辞退者数は30名、辞退率は約28%である。新規採用入庁者数77名のうち、すでに退職されたのは6名であり、約7.8%である。

【委員長】事務局からの資料の説明について、質問等あるか。

—質問等なし—

2 基本方針の項目の検討

○「公有財産の適正な管理と有効活用」について

【委員長】次第の2基本方針の項目の検討についてである。これから「公有財産の適正な管理と有効活用」について検討していくが、本項目は現在の方針で、「社会資本の効率的整備」「公有財産の有効活用」としてそれぞれの方向性を定めているところを「①公共施設のマネジメント」「②公共施設の有効活用」といった視点から見直しを図るものである。事務局より、現在の方向性から説明をお願いします。

【行政管理課長】

—資料1 「社会資本の効率的整備」「公有財産の有効活用」について説明—

—実行プランで本市の取り組みを説明—

—資料2 「公有財産の適正な管理と有効活用」について説明—

—資料3 「PPP/PFIについて」を説明—

【委員長】事務局から「公有財産の適正な管理と有効活用」に関しての説明があったが、これについて委員より意見等はあるか。

【委員】資料1に「必要な施設についても着手の優先順位基準の設定が重要」とある。一方、資料2では、「公共施設等総合管理計画をすでに策定してマネジメント方針も示しており、かつ北部・北西部地域について公共施設機能のあり方を検討している」とあるが、各施設の維持更新の優先順位についてはまだ決まっていない段階か。

【行政管理課長】公共施設等総合管理計画に基づき、施設保全計画や公共施設整備プログラムを下位計画として位置づけている。個別具体の施設の更新や高寿命化については、公共施設整備プログラムで向こう10年分のスケジュールが示されている。毎年予算編成の時期に、計画策定段階の通りに進めるのか、前倒し・後倒し等の検討を行い、施設整備プログラムのローリングをかけている。5年に一度、さらに向こう10年のスケジュールを作る計画である。

【委員】地域ごとの機能のあり方の検討は、老朽化の度合いや耐震化など、機能的にメンテナンスの計画が立てられているものとは別に、複合化や必要不必要の検討がされているということか。

【行政管理課長】北部・北西部地域については、施設の再編を含めて施設機能のあり方を考え直していこうという行政課題をもって取り組んでいる。

【委員】北部・北西部地域は先行していて、それを全市で検討していくということか。

【企画経営室長】北部・北西部地域に特定して検討に入った理由として、北部地域については、市全域をみると子育て支援機能が偏在しており、北部地域の子育て支援機能が少ないという意見があり、公共施設マネジメントの視点で整理する必要があるからである。北西部地域については、学校の統廃合があった。その跡地を活用し、北西部地域の公共施設の機能のあり方について、どう集約・再編していくか検討している。課題がある地域について公共施設マネジメントの視点からの整理を検討している。

【委員】地域ごとの施設のあり方は、個別の施設の事情で優先順位が決まる側面と、市全体のマスタープラン等における地域のあり方との関わりから決まる側面の両方がある。公共施設のあり方としては、PPP/PFI・複合化など、必要なことが網羅されていると感じる。一方で、実際に検討を進めていくにあたり、地域住民の意向を反映するにはワークショップのような検討の方法が必要な場合も考えられることから、スムーズな検討の進め方が必要であると感じた。また、PPP/PFIに関して、他自治体では、地元や近隣の企業が参画しやすいような地域のプラットフォームを形成していたり、推進にあたってコンサルに入っていたりするような国の仕組みがある。本市では、PPP/PFIを進めるにあたっての地域の基盤はあるのか。

【行政管理課長】公民連携の項目のなかで、PFIに準じたPPPの手法を取り入れて、駅前自転車駐車場の整備を進めている。これは初めての取り組みであり、民間のコンサルを入れて模索しつつ行っている。国のサポート情報については、書面で確認しているが、マンパワーとしてサポートを受けている話は聞いていない。地元業者にPPP/PFIを請け負ってもらう環境はまだ整っていない

【委員】過去にPPP/PFIをやったことがあっても、担当者が変わってノウハウが引き継がれていないことがある。地元や多摩地域の企業が参画しにくい、自治体も企業もお互いに意識が向いておらずチャンスだとみなしていない状況があると聞いている。企業には参画して地域に貢献できる、市には地元の企業に活躍してもらうなどお互いにメリットがあるPPP/PFIを推進するためには、意識の醸成や基盤が必要だといわれている。地元企業の参画を促すような仕組みや、ノウハウを庁内で蓄積する必要がある。

【委員長】自転車駐車場は、PFI法にあてはまらないDBO方式を採用している。資金と経営と技術能力の3つがそろわないとPFI法の適用対象とならない。現在は、内閣府のPFI推進室が作っている資料でさえ、PFI法制定時の対象事業を延べ払い型PFI事業という言い方をしている。現実には、単に公共施設の建設費用を運営期間にわたって分割払いしているのが現在の法適用PFI事業の実態である。そもそものPFIの発想は、民間が資金を金融機関から直接調達することにある。リースバック等と同じ仕組みで、公共側は使った分だけユニタリーペイメントとしてお金を支払い、公共施設のサービスを提供できなければ支払いを止める、というのが、本来のPFIの考え方である。福岡市のタラソという温浴施設で詳細に分析されているが、公共側はモニタリングに自信がないため、支払いを止めることができず、決められた通りに支払いを続け、事実上の分割払いになってしまう。金融機関の場合は、出資している事業体

に倒産されたら困るため、金融機関がモニタリングして、もし事業者がだめなら事業者を取り換えるという優先権を、公共と直接契約として結ぶという仕組みであったが、当該事例では、福岡市が支払いを継続したため、金融機関の監督も機能しなかった。そうしたことから、資金調達は地方公共団体が手元資金と地方債でやった方がいいと、PFIから資金の部分だけを置き換えたものがDBO方式である。従来型PFIは、リスク移転が日本ではできないことが分かったため、みなDBO方式に流れていっている。これはまっとうな判断である。コンセッション（公共施設等運営権）を使うような事業は、大阪府の伊丹関西空港のように規模が大きくないと成り立たない。逆に、地方公共団体レベルだと、PFI法の枠外で、LABV（官民協働開発事業体）という、いくつか公共が持っている土地を出資して、複合的に開発していくものとか、近隣だと武蔵野市型で、駅前の土地を定期借地権で民間にビルを建てさせて、公共用のスペースを確保して、そこに市政センターを入れるとか、先進事例やトライアルの方法も様々あるので、その点も基本的な考え方に入れるといいのではないかと。

【企画経営室長】委員長のおっしゃる通り、国の型にはまったPFI法に則ることは難しいと感じている。自転車駐車場の整備についても、PPPの枠のなかで、ということで整理している。また、都市計画事業に位置付け、補助金も得ながら取り組んでおり、ハード面については建てた段階で取得しないと補助金が得られない。PFI法に則って、民間資金で建てることのハードルが高かった。民間のノウハウを使いながら施設の整備・運営をすることについては、研究していく必要がある。

【委員長】PFIには、建てたあと資産を持たせて運営させて予定期間が終わったら公共に引き渡すBOT方式と、建てて引き渡して民間事業者が運営するBTO方式がある。PFIが盛んだったころでも、本来のイギリス型PFIはBOT方式だが、日本ではほとんどBTO方式をとっている。それは、イギリスでは、予算超過と工期超過がよく起こるから、そのリスクを民間事業者に移転するために資金も民間に調達させるが、日本のゼネコンは予算超過や工期超過をほとんどせず、そもそもリスク移転の必要がないからである。また、BTO方式では、先ほど室長がおっしゃったとおり、補助金を獲得するなどの観点から、最初から公共が施設の所有権を保持する必要性に対応できたり、公共が持てば固定資産税がかからないという利点がある。BTO方式で資産ができると公共が持ってしまうので、従来型のPFIでも単なる延べ払いという言い方になってしまった。

—他に意見等なし—

○「公民連携の推進」について

【委員長】次に「公民連携の推進」について検討を行う。事務局より説明をお願いします。

【行政管理課長】現在の方針における方向性についてである。

—資料1 「民間活力の導入による行政サービスの維持向上」について説明—

—資料2 「公民連携の推進」について説明—

—実行プランで本市の取り組みを説明—

現行の方針では、施設の民間化や業務委託などによる民間活力の導入をメインにしているが、近年は多くの自治体で公と民の対話をベースにした新たな事業手法（事業者選定方法）が実施されている。また、事業者との連携だけではなく、災害発生時等には近隣の住民同士の助け合いが必要になる場面があり、地域のコミュニティとの連携も重要である。こうしたことから、次の基本方針案においては、本項目を「新たな事業手法の導入」「民間活力の導入」「コミュニティの形成に向けて」の3つにより構成したいと考えている。

【委員長】事務局より「公民連携の推進」についての説明があった。これに対する委員の意見を伺いたい。

【委員】保育園の民営化について、必ずしも民間のサービスが劣るとは考えていないが、民営化については、市民の反対が多い中で推進を進めている。東久留米市においては、公立保育園の民営化は難航しているのか、進捗を伺いたい。

【企画経営室長】計画を作り順次進めている。公立保育園は10園あったが、現在公設公営は5園となっている。民営化と合わせて待機児童解消にも取り組んでおり、ここ6・7年で約600人以上の定員増も行っている。民営化と待機児童解消をセットで行っている。

【委員】公立保育園の民営化と待機児童解消は反比例する関係だと考えているか。

【企画経営室長】既存園の閉園に合わせて、定員を拡大しながら新設保育園を開園してきた。また、単独で民間の保育園を誘致して定員拡大することで、待機児童解消に取り組んできている。

【委員長】東久留米市では計画の中で民間化という言葉を使っている。様々な手法によって、直営の保育所を民間に置き換えていくというのが民間化の考えだと認識している。公立保育園の職員は公務員のため、

退職不補充とした場合でも減らせるスピードは限られている。一方で、現在の出生率を考えれば、いずれ乳幼児は減っていく。児童福祉法の考えでは、本来は保護者が保育所を選ぶのが原則だが、全国的に保育所より入所希望児童の数が多いため、利用調整を行っている。いずれ供給過多となり、本来の児童福祉法の考えに戻っていく。その際に、過剰供給となると困るので、そうならないよう減らしていくというのが民間化の考えと認識しているが、相違あるか。

【企画経営室長】そのような視点も含めて取り組んでいる。現在の計画では、保育士の状況や施設の老朽化の状況も踏まえて民間化への移行をしている。保育需要については、人口減少社会に向かっているため、一定のところでは止まってくる。その視点での考え方も必要だと考えている。

【委員】協働の説明があったが、東久留米市において協働の事業の例はあるか

【行政管理課長】所管している生活文化課において、市民活動を集めて広報しているホームページ上のポータルサイト「くるくるチャンネル」がある。ただ、協働という看板を掲げなくても、市と、市民の皆さまと地域課題を解決するという点では、見守り活動や認知症カフェといった高齢者施策など、市民と地域包括支援センターと運営しているような活動も、協働の活動であると考えている。

【委員】協働については、十数年前から掲げられている。他市の協働の事例を見ると、市がリーダーシップをとっている自治体が、協働がうまくいっている。東久留米市においてのやり方などの考えはあるか。

【企画経営室長】協働の指針については現在、新たに改訂をして取り組みを進めている。国からも地域運営組織を目指していく必要があるといわれている。市民の意識の盛り上がりがないと協働は進まない。市として盛り上がりを作るための仕掛け作りも考えなければならない。現在、災害に対する備えについて、住民意識が高い。市内の避難所運営組織が、全避難所で立ちあがっている。誰にでも共通の課題があると、その課題を通して地域が連携して取り組んでいける。地域のつながりをどううまく広めていくかが行政の役割であると考えている。

【委員】公民連携の枠組みの中に「コミュニティの形成に向けて」という項目があるが、公民連携は、プロフィット団体である民間事業者のメリットを生かそうというのが基本的な考え方である。この枠組みに入ってくる意図は広い意味では分かる。しかし、民間事業者に委託やPPPをすることになると、市民サービスの質を、民間事業者に捨ってもらふことになる。そう考えると、大項目に対して、公と民との間で、地域のコミュニティがどういう位置づけになるのか分かりにくい。

「新たな事業手法の導入」と「民間活力の導入」については、いずれも民間業者のモニタリング次第であると考えている。八王子市のSIB（ソーシャルインパクトボンド）は、成果指標が図りやすいためにできる手法である。指定管理者は成果指標が幅広いため機械的に判断できないものも含まれている。それらをモニタリングとして、どのくらい評価できるかが大事になってくる。モニタリングや評価のあり方は、行政評価の手法にも連動してくるため、そのあたりについても言及があった方がいいと考える。

【行政管理課長】コミュニティの形成をどこにおくべきかについては、考える必要がある。本来行政が行うべきものを市民に任せてしまっている、と誤解を生む可能性もある。コミュニティの形成を1つの項目として立てる、もしくは財政健全経営計画に入れるかどうかについては、考え方を整理したい。

民間に委託等した際のモニタリングのものさしについては、行政が行っても、受託した事業者が行っても、何を以て住民の満足度を量るのが課題となる。アウトプットを量ることがモニタリングの項目になってくると考えるが、KPIなどアウトカムの指標を、活動とアウトカムの因果関係を含めて説明しながらモニタリングすることは難しい問題である。

【委員長】かつてPFIがうまくいかなかったのは、インフラや施設の運営すべてをモニタリングし、支払いをどうするかという設計だったためである。指定管理者は指定期間が議決で決まっているため、期間中はモニタリングしながら改善点を指摘し、指定期間終了後、指定替えの際には再度フラットに、他の業者も含めて横並びで選定を行うというものである。PFSやSIBは、完全に指標と支払連動型であり、狭くプログラムを設定している。例えば、八王子市は受診率が上がったからいくら払う、神戸市は糖尿病の重症化率が下がったからいくら払う、といったように、完全に固定することができる。資料2の（※4）については、出資型か貸付型のクラウドファンディングの考え方を使っているため、どういう指標で、いくら払う、といったことが具体的に決められないと使いにくい仕組みであると感じる。

【委員】PPP/PFIの導入の際に、事業を地元業者が請け負う体制がなかったり、市と地元企業の連携意識が低かったり、といった課題があるとのことだが、公と民の対話をベースにした新しい事業手法については興味深い。大きな事業を民間に委託すると、事業を受注できるのは大手企業に限られ、地元企業の入る隙間がないと思うが、地元企業が事業を提案すると、大企業が気づかないような隙間のサービスの提案ができたり、公共事業化できたりすると考えている。東村山市で提案型事業があるとのことだ

が、東久留米市においてはどのような事業が提案型に対象となるか、どのくらいの規模の事業が提案型にできるのか伺いたい。

【行政管理課長】様々な手法については現在研究の段階であり、実施までには至っていないのが現状である。事業規模については、行政課題の大きさによって変わってくると考えている。

【委員】民間事業者としては関心がある。先進的な事例はぜひ取り入れていただきたい。拾い上げられないようなサービスや、質の向上、民間との連携について実現できると考えている。方針としては入れていただきたい。

【委員長】基本方針の取りまとめの整理として、現在の基本方針の「民間活力の導入による行政サービスの維持向上」の項目に、一般的な項目と並んで、実行計画で書くべきことが列記されている。これらは個別項目であり、性質が違うので書き方を区別したりコラムにしたりする必要がある。

【行政管理課長】頂いたご意見は反映させていただく。

【委員】民間活力の導入について、地域の民間企業が参入するのが理想だが、宝くじを財源とした助成事業や競輪事業などの活力や資金の取り入れについて、東久留米市はどういう考えか。

【行政管理課長】宝くじ助成金については、毎年持ち回りと認識している。過去には公用車購入などに充てた実績がある。競輪事業については、かつて競輪組合に加入して共同運営をしていた時期があったが、脱退に伴いその後の歳入の取り入れはない。

【委員長】公営ギャンブルは難しい。首都圏は府中市のボートレースなどで活用されている例もあるが、地方では難しい例もある。

—他に意見等なし—

—休憩後、再開—

○「地域活力の向上」について

【委員長】「地域活力の向上」について検討を行う。事務局より説明をお願いします。

【行政管理課長】

—資料1 「地域活力の向上」について説明—

—実行プランで本市の取り組みを説明—

—資料2 「地域活力の向上」について説明—

【委員長】事務局より「地域活力の向上」についての説明があった。これに対する委員の意見を伺いたい。

【委員】上の原地区の開発について、市民としては素晴らしい街になったことを喜ばしく感じているが、持続可能なのか。アクセス面での改善案や、企業が運営する上での課題等上がってきているか。

【企画経営室長】課題があるすれば、温浴施設については新型コロナウイルス感染症の影響が少なからずあると思うが、経営状況が大きく悪化しているとの認識はない。事業継続ができるような環境づくりは必要であると考えている。

【委員】上の原地区へのアクセス面で、市への要望やプランはあるか。

【企画経営室長】アクセス面では、上の原地区の整備に合わせて道路を整備し、車でのアクセス性は向上した。駅から約2.5kmあるが、既存のバスは朝夕であれば3～5分間隔でバスが出ており、アクセスは充足していると考えている。

【委員】企業を誘致するとなると用途地域の問題がある。東久留米市は商業地域・工業地域が少ない。今後、工業地域等を増やす計画はあるか。また、農業振興計画を中間見直ししているが、8つ目標を掲げており、ほぼ達成している中で、学校給食への農産物の提供だけは達成できていない。農業者もJAも教育委員会も地元の野菜を使っていこうという考えは一致しているが、なかなか進まない。成功している自治体はJAや市から補助金が出ている。その点について検討してほしい。

【企画経営室長】当市は、住宅都市として発展してきたため、準工業地域は少ない。準工業地域へ指定することで用途が緩和されるため、地域の住環境にどう影響するのか、都市計画の視点から準工業地域への指定を考えなければならない。企業誘導するとしても企業誘導する場所がないという問題がある。都市計画マスタープランの改訂の中で大きな方針を作り将来のまちづくりを整理する中で、用途地域についても整理していきたい。

地場産野菜を子どもたちに食べてもらうのはいいことだと考える。どういったスキームで進められるか、担当部署と鋭意検討していく。

【委員】現在の基本方針には農業については書いてあるが、地元の商工業・製造業についての考えも伺いたい。地元にもさまざまな技術を持っている企業がある。

【企画経営室長】地元にもさまざまな企業が活躍していることを把握している。どう連携していくか、どういった連携によって企業の活躍を育てていくことができるか、検討する必要がある。民間企業の事業活動と市の産業育成をうまくつなげていくことが課題である。

【委員】地域産業推進協議会と商工会が一緒になって企業誘致・企業流出防止に取り組んでいる。準工業地域は5%未満であり東久留米市では商売しにくいという声もある。都市計画マスタープランで、将来的には準工業地域を増やしていこうという動きであるので、その点も合わせて基本方針に取り入れてほしい。

【委員長】内閣府が作成している RESAS（リーサス）というデータベースで、地域経済循環を簡単に検索できる。東久留米市は、工場や支店が多く本社が市外にある企業が多いため、付加価値が流出していると思っていれば、東久留米市はむしろ、本社への付加価値の流入の方が多い。経済データをきちんと分析し、準工業地域を増やすことで新たな企業誘致に取り組むべきか、既存の企業を盛り立てていくべきか、研究の余地がある。

【委員】「土地所有者の協力等を得ながら」とある点について具体的に伺いたい。先ほど上の原地区が持続可能なのかという話もあった。資料2でも、地域の活性化に果たす民間の役割に対する基盤整備が行政の役割であれば、民間にどう活動してもらおうかという点が重要であるが、基盤整理をして開発したときに、開発利益の還元を、再投資に向けていくことが一番効率的な在り方だというのが、経済学的な考え方である。恩恵としての一部は法人税収だが、加えて地価の上昇などといった開発利益の還元をどう再投資に向けるか。土地所有者や、入居された企業の地域に対する協力が必要になってくる。エリアマネジメントの話があったが、BID（Business Improvement District）とあって、開発し、活動し、利益分を地域に還元していくという仕組みもある。そういった仕組みができればいいと考えている。その点も含めて、土地所有者への働きかけについて伺いたい。

【企画経営室長】上の原地区については、URと国の所有する土地であったが、団地建替えの余剰地活用として取り組んできた。企業参入後のエリアマネジメントについては、地元の団地の自治会と新規参入の企業と連携し、夏祭りなども行っているため、良好な関係を築いていると感じる。私有財産のため、新たな企業誘導には土地所有者の協力は必須である。市としては、まちづくりの観点で全体を見て必要性を整理しながら、地域住民・土地所有者の協力を得るようなスキーム作りが必要だと感じる。

【委員】生産緑地の解除等も関わってくるので大事なところである。

【委員長】ふるさと納税について、地域活力の向上の項目で初めて出てくるのは違和感がある。寄付金収入としての歳入の項目でまずは出てくることではないか。まち・ひと・しごと創生推進懇談会でも議論してきたが、東久留米市は市民から寄付を集めることに後ろ向きだと感じる。もちろんふるさと納税では返礼品は市民には出せないが、市民の側は、税金で納めるより寄付で納める方が国の所得税についても税額控除になる。寄付はそもそも、誰かのためになるように、というものであり、それを推進するために前年度の所得から控除するというものが寄付金控除の考え方であって、ショッピングではないはずである。今年、東久留米市では条例で新型コロナウイルス感染症対策基金が立ち上がったが、小金井市では、医療者支援のために様々な広報で「ふるさと納税サイトで寄付ができる」と、市民に打ち出している。歳入の項目で、市がこういったことを行い、市民にはサービスとして還元されるという打ち出し方が重要ではないか。

農業の六次産業化について、一次産業が二次・三次産業も行うためには設備投資が必要で、個人営農では困難である。まち・ひと・しごと創生推進懇談会での議論の際、東久留米市で法人化している農家がどのくらいあるかと質問をした際、「ない」と回答があった記憶がある。しかし、現在ふるさと納税の返礼品を生産している奈良山園は法人化をしており、なおかつグループ企業として「東京ジャム」を設立し、加工品を生産している。これが六次産業化である。基本方針には、きちんとしたファクトを示して書く方向性を決めるべきである。

「地域活力の向上」について、全体の枠組みに関し、この項目で取り上げている事項は、第5次長期総合計画の基本構想の5つの基本目標のうち、「共に創るにぎわいあふれるまち」のみである。令和2年3月から、デマンド型交通の実証実験を全額市の負担で開始している。財政健全経営計画は、財政健全だけでなく経営計画であって、都市の交通網の形成は都市経営の基本であるのに、令和2年の実行計画には全く上がってきていない。これは、枠組みがないからである。地域振興の部分については、ある程度項目別の体系を、基本構想の基本目標、まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに合わせ、財政健全経営計画においては主として財政面から記載する必要がある。東久留米市は、財政状況が厳しいために、デマンド型交通を選んだ面もあり、財政と極めて密着するところである。そういった部分が出てきていないのは、体系に課題があるからではないか。

【行政管理課長】市内在住の方から寄付金を募る取り組みや努力については、ガバメントクラウドファンディングに近くなってしまっているのではないかと思います。研究は必要だが、ガバメントクラウドファンディングは予算の裏付けがあって初めて、市民に協力を請うスキームとなっている。先に予算ありきのやり方は、東久留米市の予算構造上、難しい。医療関係者支援の協力金を集めることが、ふるさと納税の仕組みでできるのか、研究が必要だと考えている。

【企画経営室長】ふるさと納税について、地場産商品の販路拡大という意味では、この項目で扱うという要素もあると考えている。もう一度整理する。

農業の六次産業化については、市としてサポートできる手段が必要である。市として取り組みを市民に理解していただき、産業として成り立つような広報活動として支援していくことなど、こういった取り組みが六次産業化を育て、後押しとなるか、研究が必要である。

交通体系の充実も、地域活力の向上の1つの要素となる。項目立ての仕方については改めて整理し、次期計画の中身を考えていきたい。

【委員長】ふるさと納税については、地域活力の向上の項目に偏りすぎると、市場化できないものを税金で買い上げて生き延びさせることになってしまう。一方、財政に重きを置きすぎると、泉佐野市のようにギフトカードを売って税金を買うような形になってしまう。この点が、ふるさと納税のバランスのとり方の難しさであり、市の経営手腕の見せ所である。この項目が「地域活力の向上」で初出であることについてはどうか、まず「歳入」で出てくる項目ではないか。

【委員】農業の六次産業化の当事者として、市のHPだけでなく、ふるさと納税サイトの掲載によって、何十倍もの応募があり成果を感じた。事業者として、東久留米市に思いがあり地元を外貨を稼ぎたいと思って協力している。やり方次第だということが一番感じた。民間のスキームや先進事例を取り入れることが大事だと思った。

【委員長】地域経済循環で見ると、従業員ベースの付加価値生産額で、第一次産業は第二次・第三次産業に比べて格段に低くなっている。農業の六次産業化等によって、付加価値ができるだけ外に流れが出ないようにする必要がある。農業者に付加価値ができるだけ残る産業政策が重要だと感じる。

【委員】財政健全経営計画の位置づけや構成の話があったが、財政に関することを書く計画ではあるが、他の計画や基本構想との整合性はもちろんあるが、住民との協働については、財政という位置づけにするのは難しいという話もある。全体像として、財政健全経営計画はなんのためにあるのか。「持続可能な行政運営のためのエンジンである」といった絵や説明、もしくは「財政課題を解決するために住民との協働は横串である」といった表現上の工夫が、基本方針の最初に見えやすくなった方が、理解が得やすいと思う。

【委員長】第1回の財政健全経営計画の策定の際、今までの行革計画・切り詰め計画ではなく、健全な財政を維持しつつ、市政経営の方針を示す計画として作ってほしいという依頼があった。財政が健全であることと、市政経営を着実に進めて市民の暮らしをよくすることの両輪としてこの計画がある。今回の基本方針で冒頭に総論的なことを書くのであれば、案文作成は事務局でお願いしたい。

【企画経営室長】全体の枠組みについて、再度整理しながらまとめていきたい。持続可能な市政運営が大きな命題である。全体を整理し、ご意見を頂戴したいのでよろしく願います。

【委員】行政はインフラの整備に努めることが本旨であるとあるが、ふるさと納税や企業誘致等について、市として営業や広報的な仕事を行う必要があり、そのためには人員配置や組織編制が必要だと考えるが、市としての考えを聞きたい。

【行政管理課長】地域の活性化について、仕組みづくりという役割が行政の在り方であると考えている。特定の業種や業者のみを支援したりすることは難しいと考えている。どなたでも活用していただけるような仕組みづくりができればいいと思う。

【委員長】他に意見等あるか
—意見等なし—

【委員長】「地域活力の向上」については、以上とする。今回で各項目の検討を一通り終えることとなるので、事務局にこれまでの検討内容からいったんの方針案をとりまとめていただき、次回の会議では、それを元に検討ができればと思う。

3 その他 次回の会議日程について

【委員長】最後に、次第の3その他、次回の会議日程についてである。事務局より説明をお願いします。

【行政管理課主査】次回の会議は、2月17日（水）の午前9時30分からの開催を予定している。委員の皆様とは事前に日程調整をさせていただいているが、都合が悪くなった場合などには事務局まで改めて

ご連絡をいただきたい。次に、第8回の開催は、4月の中旬頃を予定している。事務局から後日日程調整をさせていただく。

【委員長】事務局から日程の話があったが、委員の皆様におかれてはよろしく願います。本日の議題についてはすべて終了した。これをもって第6回東久留米市財政健全経営計画検討会議を終了とさせていただく。本日は、長時間大変お疲れさまでした。

以上